

(参考) ひとり親家庭等医療費等助成制度の所得による制限について

この助成には、所得による支給制限があります。

前年の所得が制限額以上になった場合は、その一年間（11月～翌年10月）の医療費は助成を受けることができないのでご注意ください。

◇ 所得制限限度額 ※収入ベースと所得ベース

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者 配偶者 ※扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

※扶養義務者：3親等内の直系血族および兄弟姉妹

所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある方についての限度額(表中の所得額欄)は、次の額を加算した額です。

(1)本人の場合は、

- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ②特定扶養親族1人につき15万円

(2)孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

〈表の見方〉

税法上の扶養親族数により、限度額が変わります。

- ① ここでの『孤児』とは「父母の死亡した児童」をいいます。
- ② 離婚した方の場合、元配偶者の所得は、所得制限の対象にはなりません。
- ③ 子の父母からの養育費の8割を所得に加算します。
- ④ 養育者で受給される場合は「申請者本人」の所得制限となります。
- ⑤ 収入額はあくまで目安であり実際の取り扱いは地方税法上の控除について、定められた額を控除した後の所得額で決まります。

担当：館山市健康福祉部社会福祉課（こども課窓口）
電話：0470（22）3750

ひとり親家庭等医療費等助成のご案内

館山市では、母子並びに父子家庭等の福祉の増進をはかるため、医療費の一部を助成しています。

—制度の概要—

支給対象者

18歳到達後最初の3月31日までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童（父母のいない児童や障害児施設に利用契約によって入所している児童を含む）のほか、父母にかわってその児童を養育している方で次の資格要件に該当する方が支給対象者です。

※ 一定以上の障害を有する児童は20歳の誕生日の前日まで対象になります。

(資格要件)

医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者または被扶養者であり、館山市に住所を有し、次のいずれかに該当すること。

- 1 現に婚姻をしていない方（事実上婚姻していると認められる場合は資格要件に該当しません）
- 2 配偶者が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある方
- 3 配偶者の生死が1年（死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合3ヶ月）以上明らかでない方
- 4 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている方
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた方
- 6 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている方等

※ 上記資格要件に該当する場合であっても、次のような場合は資格要件に該当しません。

- 1 生活保護法による保護を受けている方
- 2 里親の方、里親に委託されている方
- 3 通所により利用する施設を除き、児童福祉法その他の法令による施設に措置で入所している方
- 4 児童福祉法その他の法令による施設に利用契約で入所している児童の父・母、または養育者

助成を受けるには

助成を受けるには「ひとり親家庭等医療費助成資格申請書」の提出により、資格認定を受ける必要があります。

※ 所得が限度額以上の場合は助成を受けることができません。（詳しくは、担当に事前にお尋ねください。所得はご本人及び同居のご家族について確認させていただきます。参考資料が巻末にありますのでご覧ください）

※ 届出の内容に変更がない場合、更新の手続きは必要ありません。

（ただし、前ページの資格要件該当の有無や所得額について、毎年8月に確認いたします。

児童扶養手当受給者の場合は、児童扶養手当の現況届により確認いたします。

それ以外の方は、税データ等により確認しますが、不明な点は担当から連絡・確認させていただく場合もあります。確認の結果、受給要件に該当しなくなった場合には、該当しなくなった日にさかのぼって助成を受けることができなくなります。）

助成額

他の制度により助成を受けていない保険適用となる医療費等の自己負担分及び、子ども医療費の助成制度による自己負担分が対象で、次の金額が助成されます。

通院の場合	1ヶ月、1医療機関で自己負担額1,000円を超えた額
調剤の場合	1ヶ月、1薬局で自己負担額1,000円を超えた額 ※1つの薬局でも処方箋を出した病院が異なる場合は別の計算となります。
入院の場合	保険診療扱いとなる医療費が助成の対象となります。ただし、入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額等は控除されます。
証明手数料	1件につき100円まで（100円を超えた額は支給の対象となりませんのでご注意ください。）

※ 学校管理下での負傷又は疾病など独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、この制度の対象になりません。

支給時期

毎月10日までに提出された給付申請書の内容を確認のうえ、翌月10日に指定の口座に振込ます。

（内容確認のため、翌々月以降の支給となることもあります。）

支給通知はお送りしませんので、預金通帳への記帳によるご確認となります。

提出締切日・支給日が、土・日・祝日に当たる場合には翌日等に変更となります。

一 手続の方法

資格申請

次の書類をそろえて、市役所社会福祉課(こども課窓口)に申請者本人が提出してください。

- 1 ひとり親家庭等医療費助成資格申請書
- 2 同意書（収入状況・家族状況等の確認に関するもの）
- 3 健康保険証（本人と児童の分）
- 4 戸籍謄本（本人と児童の載ったもの・離婚・死亡等ひとり親家庭となった事実の記載されたもの）
- 5 個人番号カードまたは通知カード及び申請者本人を確認できる書類
- 6 その他上記1～5以外に資格を確認するため別の書類を提出していただく場合があります。

給付申請

- 1 「ひとり親家庭等医療費等給付申請書」に必要事項を記入のうえ診療月の翌月以降に医療機関の証明を受けて申請してください。（ただし、証明と同等の内容が記載された領収書であれば、医療機関等の発行する領収書の添付により証明に代えることができます。）
- 2 療養者別に、月ごと、医療機関ごと、外来、入院、調剤それぞれに申請書が1枚ずつ必要となります。（診療報酬明細書・調剤報酬明細書ごとの申請となります。調剤薬局では、複数の医療機関から発行された処方箋に基づいた調剤を行った場合は、その発行元の医療機関ごとに分けられます。）
- 3 診療を受けた月の翌月から2年以内に申請したものについて助成されます。
例：申請書を提出する月が令和元年11月の場合
→ 受給期間であれば平成29年11月診療分まで遡って申請できます。
- 4 社会福祉課(こども課窓口)へ給付申請書を提出してください。郵送や代理でもかまいません。
（なお、郵送・代理での提出の場合、担当者から確認の連絡をする場合があります。）

届出の内容が変わったとき

- 1 健康保険証、住所などに変更があった場合は「受給者資格変更届」の提出をお願いします。
 - 2 受給の資格がなくなった時（婚姻、転出、児童を監護しなくなった場合）は速やかに社会福祉課(こども課窓口)へ届け出てください。
 - 3 前年中に新たに養育費を受け取った場合や、養育費に変更があった場合には、社会福祉課にご連絡願います。（児童扶養手当受給者は現況届時に確認させていただきます。）
- ※ 受給者資格変更届の提出がないと、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。